

八洲学園大学 成績評価に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、八洲学園大学学則（以下「学則」という。）、第30条第3項に規定する Grade Point Average（以下「GPA」という。）制度の運用について定める。

(目的)

第2条 本学における GPA を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導に資することを目的とする。

(GPA の定義)

第3条 GPA とは、個々の学生の学修時間あたりの学修到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目の成績評価における Grade Point（以下「GP」という。）に当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値である。

(GPA の対象科目)

第4条 GPA の算定対象となる授業科目は、卒業要件単位に含む科目とする。

2 認定評価した科目は除く。

(GPA の種類と算出方法)

第5条 GPA は、当該期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「期 GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「総合 GPA」という。）の二種類とする。

2 期 GPA は、各期において評価された成績評価を基に、次の式により算定する。

期 GPA = (当該期の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該期の履修登録科目の合計単位数

3 総合 GPA は、在学中の全期に評価された成績評価を基に、次の式により算定する。

総合 GPA = (在学全期の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 在学全期の履修登録科目の合計単位数

4 計算値は小数第3位で四捨五入し、小数第2位までを表示する。

5 成績「不可」の科目は含めない。

6 成績評価の追加又は変更がなされた場合、総合 GPA の再計算を行う。

(GPA の評価基準)

第6条 GPA は、次の基準により評価する。

GPA 成績評価

4.0 優

3.0 良

2.0 可

(成績証明書への記載)

第7条 成績証明書には、希望者にのみ原則として期 GPA を記載する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は教務委員会が定める。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。